

訃報電話連絡の廃止について

2017年12月10日

長年の慣習により行われてきました訃報電話連絡につきまして、葬祭を執り行う社会環境が大きく変化していることもあり、以下のように訃報連絡の方法を変更致しますことをご連絡申し上げます。

1. 班内でお亡くなりになった方がでた場合（班長）

- (1) 従来通り、班長はお亡くなりになった方のご家族から葬儀について以下の確認を行います。
 - ① お亡くなりになった方のお名前
 - ② 葬儀の方法について 1)一般葬で行う 2)家族葬で行う
 - ③ 葬儀の日程（決まっていない場合は後日連絡とする）
 - ・ ■ 通夜式：平成〇〇年 月 日（ ） 開式時間：
 - ・ ■ 告別式：平成〇〇年 月 日（ ） 開式時間：
 - 式場（葬儀社）：
- (2) 班長は、連絡網で班員に電話または文書にて訃報の連絡を行う。また、町内会長に連絡する。
- (3) 『家族葬』で葬儀を執り行う場合は、班長は、町内会長に、① お亡くなりになった方のお名前を連絡する。班内の連絡は行わない。
- (4) 町内会長は、区長、他の区長及び会計に訃報の連絡を行う。
- (5) 会計は「青木平区運営細則第4条（会員の葬儀）3項」に従い、香典を当該町内会長に渡す。（一般葬、家族葬の区別無く）

2. 他の班への訃報連絡について

区長は、「青木平区会員異動のお知らせ」を作成し、お亡くなりになった事を各班へ回覧にて連絡を行う。（葬儀日程連絡ではありません）

以上

訃報電話連絡の廃止に至る理由

（背景）

葬祭のあり方は様変わりし、自治会が関与することは殆どなくなった。

葬祭の形式も身内だけで済ませる『家族葬』も増え、益々自治会の役割、関与は無くなっている。

（実態）

このような時代変化とともに『訃報』連絡そのものの必要性が薄らいでいることも事実である。電話連絡網での訃報連絡は、緊急扱いとなるため『夜間』でも連絡する事となり、気が引ける『留守』が続くと、一日中気になり落ち着かない。行事の『中止連絡』とは異なり、煩わしさを強く感じる。

お亡くなりになった方とお付き合いがあれば、そのルートで連絡が入り、連絡網での連絡は後手に回り意味をなさない。

訃報連絡の内容が、伝達していく中で、不正確となってしまう。

（結論）

自治会として必要な事は、葬儀連絡ではなく『お亡くなりになった事実を区民に知らせること。』である。

『訃報』の連絡は如何なる手段を取ってもタイムラグが生じる。そこで、他の班への『訃報』の連絡は、従来の連絡網を用いた電話連絡を『廃止』し、回覧板方式に変更する。

青木平区会員異動及び訃報のお知らせ（敬称略）

自平成 年 月 日～至平成 年 月 日

●加入

| 町 | 班 | 氏名 | 番地 | 加入年月 |
|---|---|----|----|------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

◆退会

| 町 | 班 | 氏名 | 番地 | 退会年月 |
|---|---|----|----|------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

◆お悔やみ申し上げます（訃報）

| 町 | 班 | 氏名 | 番地 | お亡くなりになった 年 月 |
|---|---|----|----|------------------|
| | | | | |
| | | | | |

以上

青木平区長